

○鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程

平成27年6月29日訓令第8号

鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程

（趣旨）

**第1条** この規程は、市長が行政運営上必要な意見聴取、情報共有、連絡調整等のため、職員以外の同一の学識経験者、団体の代表、公募市民等の参集を継続して依頼し、それらの者のみで、又はそれらの者を交えて開催する会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の名称等）

**第2条** 会議の名称、開催の目的、構成員数及び所管課は、別表のとおりとする。

2 会議の名称は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関と誤認されることのないよう配慮しなければならない。

3 開催の目的は、調停、審査、審議又は調査のためのものと誤認されることのないよう配慮しなければならない。

4 構成員数は、その開催の目的等に応じ、必要最小限の数とする。

（身分）

**第3条** 会議の構成員（本市の職員を除く。）は、本市の職員の身分を有しない。

（謝礼等）

**第4条** 会議の出席者（以下「出席者」という。）に対する役務の対価及び実費弁償として、予算の範囲内で謝礼及び市外から会議に出席するために要した旅費相当額を支給することができる。

2 前項の規定により謝礼及び旅費相当額を支給する場合は、その額等について、あらかじめ鈴鹿市事務決裁規程（平成9年鈴鹿市訓令第1号）第2条第8号に規定する部長の決裁を受けなければならない。

3 第1項の謝礼の額は、鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和24年鈴鹿市条例第58号）第2条に規定する報酬の額、出席者の役割等を勘案して、適正な額とする。

（会議）

**第5条** 会議への出席は、市長が依頼する。

2 会議の進行は、所管課の職員又は会議の座長として出席者のうちから互選された者が行うものとする。

3 会議は、出席者の個別意見の聴取又は出席者との情報共有、連絡調整等を行うことを目的として、進行しなければならない。

4 会議は、必要に応じて、分科会、小会議等を開催することができる。

（その他）

**第6条** この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

会議等の名称	開催の目的	構成員数	所管課
鈴鹿市行財政経営計画検証会議	総合計画の基本計画である行財政経営計画の適切な進行管理を図るための意見聴取	5人以内	企画財務部企画課
鈴鹿市地方創生会議	鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に係る意見聴取	15人以内	企画財務部企画課
鈴鹿市玉垣会館運営会議	鈴鹿市玉垣会館における事業の実施及び円滑な管理運営を行うための意見聴取	20人以内	生活安全部人権政策課
鈴鹿市玉垣児童センター運営会議	鈴鹿市玉垣児童センターにおける事業の実施及び円滑な管理運営を行うため	26人以内	生活安全部人権政策課

	の意見聴取		
鈴鹿市一ノ宮市民館・一ノ宮団地隣保館運営会議	鈴鹿市一ノ宮市民館及び鈴鹿市一ノ宮団地隣保館における事業の実施及び円滑な管理運営を行うための意見聴取	20人以内	生活安全部人権政策課
鈴鹿市一ノ宮団地児童センター運営会議	鈴鹿市一ノ宮団地児童センターにおける事業の実施及び円滑な管理運営を行うための意見聴取	26人以内	生活安全部人権政策課
鈴鹿地区小児在宅医療多職種連携会議	在宅で医療を必要とする小児等が医療及び福祉のサービスの提供を受け、地域で安心して療養できるための関係機関間の情報共有及び連絡調整	30人以内	保健福祉部健康づくり課
新名神高速道路（仮称）鈴鹿PAスマートIC地域活性化委員会	新名神高速道路（仮称）鈴鹿パーキングエリアスマートインターチェンジの設置に係る地域活性化に関する意見聴取	26人以内	土木部土木総務課